

# 教育プランの商品概要 1/4

保証機関＝一般社団法人 しんきん保証基金

★入学金や授業料等の学校納付金のほか、教科書代・制服代等々のお支払にご利用いただけます。

★当金庫や国民生活金融公庫及び他金融機関でお借入れの教育ローン借換資金としてもご利用ください。

項目	内容
名称または愛称	教育プラン
ご利用になれる方	<p>次のすべての条件を満たす個人のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方</li> <li>➢満 20 歳以上の方</li> <li>➢安定継続した収入がある方</li> <li>➢国内・海外を問わず、学校(教育施設)と呼称されるものに就学する子弟をお持ちの親権者の方、法律上の後見人及び実質的に就学子弟を扶養されているご親族の方</li> </ul> <p>【学校の例】            大学院(法科大学院を含む)、大学、短期大学、専修学校、各種学校(予備校・専門学校含む)、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢一般社団法人 しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> </ul>
お使いみち	<p>対象となる資金使途は、次のとおりです。可能な限り振込みでお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 但し、いずれも、向こう 1 年分の資金を対象とし、すでにお振込(お支払)済みの場合はお振込(お支払)から 3 ヶ月以内のものに限り、お取扱します。</li> <li>① 学校納付金(入学金・授業料・寄付金・学校債・施設設備費等)</li> <li>② 付帯費用にかかる、教科書代・参考書代・制服制帽代・下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、受験費用等については、100 万円以内でお取扱します。</li> <li>③ 当金庫を含む金融機関、日本政策公庫および信販会社(消費者金融は除きます)でお借入れの教育ローン残債の借換資金(一般社団法人 しんきん保証基金保証付教育カードローンは除きます)</li> </ul> <p>* お借換時の残債の資金使途が教育資金で、お申込人のローン名義のものを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 本件ご融資にかかる保証料</li> </ul> <p>● 次の資金は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 上記の資金使途に該当しない資金</li> <li>* 向こう 1 年分の資金を対象とし、すでにお振込(お支払)済みの場合はお振込(お支払)から 3 ヶ月以内のものに限り、お取扱します。したがって、在学全期間の、授業料一括申込・アパート代や下宿代等の一括申込・帰省等の旅費交通費の一括申込は、対象外とします。</li> </ul>

# 教育プランの商品概要 2/4

保証機関＝一般社団法人 しんきん保証基金

項目	内容
お申込に必要な書類等	<p>① ご本人であることを確認できる書類            &gt;原則、運転免許証表裏の写し            運転免許証を徴求できない場合は、次のいずれかを写しが必要です。個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)・運転経歴証明書(表裏)            (注)健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、住民票抄本や公共料金の領収書の提示が必要となります。</p> <p>② 年収を確認できる書類(申込金額が 100 万円以下の場合は不要です。)            &gt;公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書(控)、年金決定通知書、年金額改定通知書の写し            * お申込人のみの収入にて審査いたしますので、所得合算はできません。            * 保険外交員の方などの支払調書は対象外とします。</p> <p>③ お使いみちを確認できる書類            &gt;お申込金額の大小に拘らず、必要となります。            &gt;学校納付金(入学金・授業料・寄付金・学校債・施設設備費等)を確認できる明細書            &gt;付帯費用にかかる、教科書代・参考書代・制服制帽代・下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、受験費用等を確認できる明細書            * 付帯費用のみのお申込の場合は、このほかに就学確認書類(合格通知書、在学証明書、学生証、納付金の領収書・領収印のある振込用紙等)が必要です。            &gt;当金庫を含む他金融機関、日本政策公庫および信販会社(消費者金融は除きます)でお借入れの教育ローン残債借換資金の場合は、残債を確認できる書類            * 借換時の残債の資金使途が教育資金で、お申込人のローン名義のものを対象とします。</p> <p>④ この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。</p> <p>⑤ 返済される口座のお届け印</p>
ご融資金額	<p>1,000 万円以下(1 万円単位)で、学校発行の振込用紙や請求書等資金使途確認資料の金額の範囲内となります。            * 但し、本件お申込金額を含めた一般社団法人 しんきん保証基金の保証付ローン残高について、すべて合算し 3,000 万円を限度とします。</p>
ご融資形式 ご融資期間	<p>&gt;形式は、証書貸付です。            &gt;ご融資期間は 16 年以内で、ご融資日から 16 年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。</p>

# 教育プランの商品概要 3/4

保証機関＝一般社団法人 しんきん保証基金

項目	内容
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢毎月元金または元利金均等割賦返済とし、ご融資金額の 50%以内であれば6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。</li> <li>➢元金返済の据置期間は卒業予定月までとします。</li> <li>➢一括返済方式のお取扱はしておりません。</li> </ul>
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢当金庫プライムレートを基準とした即時連動型変動金利です。当金庫所定のルールに基づき算出した利率をご提示いたします。</li> <li>*お申込日の金利が適用されます。金融情勢の変化等により、変更させて頂く場合があります。現在の金利については、窓口でお問合せください。</li> <li>➢利息は後取方式で計算し、約定返済日に元金とともにご指定の口座からお支払頂きます。</li> </ul>
ご融資保証料	このローンの保証機関である一般社団法人 しんきん保証基金へ、ご融資金額・ご融資期間に応じた保証料をお支払頂きます。保証料は利息に含まれており、「保証料後払方式」となります。詳しくは窓口でお問合わせください。
担保・連帯保証人	一般社団法人 しんきん保証基金の保証をご利用頂きますので必要ありません。
手数料	事務手数料として1件につき1,100円(消費税込)をいただきます。
お申込方法 お問合せ先	窓口係もしくは渉外係にお申出ください。
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます</li> <li>➢このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である一般社団法人 しんきん保証基金は、当金庫に対し保証をすることになります。</li> <li>➢お申込にあたってお客様の個人情報 は当金庫及び一般社団法人 しんきん保証基金の加盟する個人信用情報機関に登録されます。</li> </ul>

# 教育プランの商品概要 4/4

保証機関＝一般社団法人 しんきん保証基金

項目	内容
苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 熊本県弁護士会紛争解決センター（9 時～17 時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。</p>